

共同研究「民事法最新重要判例研究会」2013年度 活動報告

研究会代表者 今 尾 真

1 活動概要

本共同研究は、月1回（夏季・冬季休業および2・3月の入試時期は休会）のペースで研究会を開催した（今年度は9回開催）。各共同研究者が、理論上・実務上重要な最新の最高裁および下級審判決を採り上げ、基調報告の後、全員で討論をしながら問題点を究明していくという形式で行われた。また、今年度は、判例研究に加えて、民法、商法、倒産法、外国法および民法改正に関する多くの研究報告も行われ、学理的な研究会活動が行われたことは特筆に値する。さらに、本共同研究は、本学専任教員以外に、加賀山茂先生（本学法科大学院教授）、斎藤和夫先生（本学法科大学院教授）、山本研先生（早稲田大学教授）、黄瑞宜先生（玄奘大学〔台湾〕）、竹田智志先生（本学非常勤講師）、山里盛文さん（本学大学院博士後期課程）の参加を得て、白熱した議論がなされ、予定時間を超過することしばしばであった。本共同研究は、参加者全員にとり、研究の視野を広げ、議論を深めるのにきわめて刺激的な場であったと思われる。なお、今年度は、2013年度内に参加者全員の報告を行うことができず、2014年4月に1回分研究会がずれ込んだことを付言しておく。

2 共同研究参加者（計11名）

今尾 真（本学法学部・民法）

伊室亜希子（本学法学部・民法）

大木 満（本学法学部・民法）

大野 武（本学法学部・民法）

来住野 究（本学法学部・商法）

黒田美亜紀（本学法学部・民法）

近藤 隆司（本学法学部・民事訴訟法）

畑 宏樹（本学法学部・民事訴訟法）

黄 瑞宜（玄奘大学〔台湾〕・民商法）

竹田 智志（本学非常勤講師・民法）

山本 研（早稲田大学法学部・民事訴訟法）

※メンバー以外の参加者

加賀山 茂（本学法科大学院教授）、斎藤和夫（本学法科大学院教授）、山里盛文（本学大学院博士後期課程）

3 報告テーマ一覧

【第1回】 4/24 ※研究報告

【報告者】 来住野 究 先生（明治学院大学）

【報告テーマ】

「従業員持株制度に伴う株式譲渡制限契約の効力」

【第2回】 6/26

【報告者】 伊室 亜希子 先生（明治学院大学）

【報告判例】 東京地判平成24年6月15日判時2166号73頁・金判1406号47頁

【事案の概要】

「友人4名の海外旅行資金等の積立てを主たる目的とし、そのうち1名を代表者とする銀行預金が、団体の預金ではなく代表者の預金であるとされた上、信託財産であるとされた事例」

【第3回】 7/31 ※研究報告

【報告者】 加賀山 茂 先生（明治学院大学）

【報告テーマ】

「民法（債権法関係）中間試案の削除案の問題点一条文の削除提案を中心に」

【第4回】 10/23 ※研究報告

【報告者】 黄 瑞宜 先生（玄奘大学）

【報告テーマ】

「台湾渉外法における商品製造者の責任に関する一考察」

【第5回】 12/4（11/27を延期）

【報告者】 近藤 隆司 先生（明治学院大学）

【報告判例】 東京高決平成24年9月7日金判1410号57頁

【事案の概要】

「再生手続開始の申立てが民事再生法25条4号所定の『不当な目的』でされた場合に該当するとして棄却された事案」

【第6回】 1/15（12/18を延期） ※研究報告

【報告者】 山本 研 先生（早稲田大学）

【報告テーマ】

「民事再生手続における別除権のコントロールー別除権協定・担保権実行中止命令・担保権消滅請求を中心としてー」

【第7回】 2/17 (2/14を延期)

【報告者】 竹田 智志 先生 (明治学院大学非常勤講師)

【報告判例】 東京地判平成24年9月25日判時2201号42頁

【事案の概要】

「A住宅団地 (東京都世田谷区) の区分所有者であった原告Xらは、処分行政庁がしたA住宅団地マンション建替組合設立認可処分は、A住宅団地管理組合が既に行った建替え決議において、『建物の区分所有等に関する法律』(以下、区分所有法) 62条2項4号が決議事項として定める、『建替えによって新たに建築する建物の区分所有権の帰属に関する事項』として、一部の区分所有者の敷地利用権である借地権の価格が定められていないという瑕疵があって、建替組合設立認可処分の要件であるところの『マンションの建替え円滑化等に関する法律』(以下、円滑化法) 12条1号に基づく『申請手続が法令に違反するものでないこと』という要件を満たさず違法であるとし本件処分の取消しを求めた事案」

【第8回】 3/12 ※研究報告

【報告者】 大野 武 先生 (明治学院大学)

【報告テーマ】

「区分所有者の賃借人の同居人がマンション管理規約上の義務違反行為に及んだ場合における履行補助者の理論の適用の可否」

【第9回】 4/23

【報告者①】 畑 宏樹 先生 (明治学院大学)

【報告判例】 東京高判平成24年12月12日判時2182号140頁

【事案の概要】

「株主名義を有しない者が株主であるとして経験則上権利の存在を推認し得る間接事実を主張立証したが、事実上の権利推定をするには不十分であるとされた事例」

【報告者②】 大木 満 先生 (明治学院大学)

【報告判例】 東京高判平成24年5月24日判タ1385号168頁

【事案の概要】

1. 物的担保価値を誤信して結ばれた保証契約の錯誤無効の可否、
2. 主債務の債権譲渡に異議を留めない承諾をした場合における保証契約の錯誤無効の主張の可否」

【報告者③】 今尾 真 先生 (明治学院大学)

【報告判例】 東京地判平成24年10月4日判時2180号63頁、判タ1387号216頁

【事案の概要】

「将来債権の譲渡後に譲渡禁止特約が付された場合における民法466条2項ただし書の適用可否

共同研究：民事法最新重要判例研究会

と、当該将来債権の差押債権者による譲渡無効の主張の可否について判断した事例」

以上